

持続可能な開発の推進に向けた 日本のステークホルダーからの提案

---世界最大規模の震災の経験を踏まえた
持続可能な21世紀国際社会の構築へ向けた提案---

2011年10月

リオ+20 国内準備委員会

リオ+20 国内準備委員会とその活動

「リオ+20 国内準備委員会」は、国連決議 64/236 を受け、リオ+20 に向けて、日本国内のステークホルダー間の対話を進めるため、リオ+20 に関心を有する9つのメジャーグループを含め、幅広いステークホルダーが自発的に集まり 2011年7月13日(水)に設立された。その初会合において本準備委員会の共同議長が選任された。本準備委員会では、リオ+20 に関するステークホルダー間の情報共有や意見交換などの活動を実施し、国連事務局で求めているリオ+20 の成果文書案へのインプットに対して広範に呼びかけてワークショップを行い、リオ+20 国内準備委員会としての意見・提言を本文書に取り纏めた。

<持続可能な21世紀国際社会の構築へ向けた政治的決意に対する、日本のステークホルダーからのキーメッセージ>

東日本大震災の経験を踏まえて

地球環境は、リオサミットから20年の間に、多くの努力にも関わらずさらに悪化し、世界経済も各地で低迷の傾向にある。私達は世界の人々と協力し、将来世代が著しい環境リスクや生態系の危機(Ecological Crisis)にさらされることなく、健康で快適な生活を送ることができるよう、今こそ行動を起こさねばならない。

このような中で日本に暮らす私達は、2011年3月に未曾有の震災と津波、原子力発電所事故を経験し、復興の過程の中で、地域の自然、経済、社会、文化的価値観に配慮した回復力のある社会づくりに努力している。また、復興の過程では、世界各国から多大なる支援を頂いた。各国からの支援に心から感謝するとともに、東日本大震災と復興の経験に基づき、日本からの教訓として次のことをメッセージとして発したい。

原子力発電を利用するすべての国と国際社会は、今回の事故から学び、抜本的な安全対策強化を図る必要がある。原子力の今後の利用の方向性と持続可能なエネルギー政策への転換について国内および国際的に多くの人々の参加を得て検討すべきである。また、この原子力発電事故によって広がった放射能により、食料、水、海洋、土壌が汚染され、経済活動・健康的な日常生活が脅かされており、周辺住民は避難を強いられることとなった。この経験から、私たちは21世紀の社会は人類の生存基盤である自然の保全と生態系サービスが確保されるシステムを大前提にしなくてはならないことを学んだ。

震災後に示された地域・国境を超えた「共助」の精神は、まさに持続可能な社会づくりに必要な姿勢を示したものである。被災地域の伝統や文化に基づいて、強みであった農林水産業の早期の復興を目指し、生物多様性の保全と開発を両立させながら、自然資本¹の持続可能な利用を柱とした震災復興、いわゆる“グリーン復興²”を、リオ+20における持続可能な発展・開発の議論の参考として日本から供したい。

日本は、世界的に見ても優れた省エネ・環境・リサイクル技術を有しており、省エネトップランナー方式、自主行動計画などの社会的制度の実績を持っている。また、東日本大震災では、安全に停止した新幹線や耐震性を発揮した高層建築等の耐震技術・安全管理、防災の社会的仕組みが確実に機能したことも事実である。日本の優れた技術やそれを支える社会的システムを一層高め、国内外での理解・普及「・キャパシティビルディングを一層深め、持続可能な世界の構築に貢献したい。

¹ 自然資本：人の生活に欠かせない自然から得られる財やサービス

² グリーン復興：地域の豊かさと強さにつながる生態系の回復力を助け、自然と社会が共生する復興。東北大学がNGO・企業団体らと共に提唱している。

「リオ+20」の成果として採択を期待する政治的決意

持続可能な開発の4つ目の柱として「文化」を加え重層的な取組を進めること：

21世紀の持続可能な地球社会の構築には、環境・経済・社会に文化を加え、複合的かつ重層的関係性を踏まえた持続性の一体的達成が不可欠である。たとえば日本の「もったいない」やアイヌ民族の自然に調和した精神世界など、国や地域に根差した歴史や先住民族の知恵などに学び、文化の多様性を尊重し、地球社会を構成するすべての異なるステークホルダーが敬意をもって連携するなど、持続可能な開発に向けた重層的な取組の推進が重要となる。

持続可能な開発は「社会」的公平性の下、確固たる原理・原則の下で進めること：

すべての民族や国に共有されるべき原理・原則が、持続可能な社会の実現には欠かせない。具体的には、世界人権宣言にうたわれている人々の人権を尊重、世代間・ジェンダー間・地域間の社会的公正の実現、法の支配、あらゆる公共情報の国民各層への開示、女性や子ども・若者など社会的弱者をはじめ市民社会の政策決定プロセスへの参画の保障、政策形成・実施・監理・評価における透明性の確保、地方分権・地域主権の確立、汚染者負担原則と受益者負担原則、予防原則を取り入れた科学的知見に基づく意思決定ルールの確立、特に既存・新生技術の多角的な審査等を徹底することが必要である。

持続可能な開発に必要な「経済」基盤を一刻も早く安定化させること：

世界の持続可能な開発、貧困の根絶には、健全かつ現在・将来の地球の環境容量内での経済構築が必須であり、変調をきたしている世界経済を、一刻も早く、新たな安定的な軌道へ移行することが必須である。そのためには、国際的な資金の偏在を是正し、特に財政赤字と国際収支の赤字を解決し、人々の日常生活に不可欠な食料、経済産業活動の基礎にある原油や鉱物資源等の国際価格を不当に引き上げ、国際金融市場に混乱をもたらしている「投機的な資金」を国際的に規制することが不可欠である。

自然「環境」保全と自然資本の持続可能な利用に向けた仕組みを国際的に構築する：

グローバル化による化石燃料、鉱物資源、漁業資源、水資源、森林資源等の資源の収奪競争は、地域によっては国家間に外交的緊張、武力衝突の危険性をも増幅させている。また、気候変動現象の顕在化や生物多様性の喪失などによって自然資本の劣化も進んでいる。自然の保全と自然資本の持続可能な利用に向けて、世界的規模での生物多様性の保全（特に愛知ターゲットの達成）、地域社会の意思決定の尊重、持続可能な消費へのライフスタイルの大転換、環境と経済の両立する製品・サービスの生産を主流化した持続可能な生産体制の確立が望まれる。また、自然資本の利用に関しては、利用者の回復原則に基づく自然

資本の利用³⁴という提案もあり、その議論が深められることを期待する。

多様な価値観を認識してすべての人が平等に参画し、連携できる仕組みづくりを：

アジェンダ 21 のメジャーグループの見直し及び拡充を図るとともに、すべてのメジャーグループ並びにその他のステークホルダーが、各国においても国際社会においても二項対立に陥ることなくマルチ・ステークホルダーの対話による多様な価値観・視点の認識を深めた上で、持続可能な開発に向けた個々の役割を再確認し行動に移すことが重要となる。その重要性を政府も認識して、マルチ・ステークホルダーによる国際連携・協力体制強化のための環境整備を早急に進める必要がある。また、政府間についても同様の取組を求める。

持続可能な地球社会構築のための政策手段の採用

上記の国内・国際的な政策目標を世界的規模で実現するための、あらゆる国の政策手段。

i) 21 世紀に必要な新たなエネルギービジョンとそれを担保するメカニズム

- (a) エネルギー・資源効率の向上、風力・太陽（光・熱）・既存水力の増強・小水力・地熱・バイオマス等再生可能エネルギーに関する技術開発、再生可能な資源の最大限の利用・活用と必要な政策（補助金、税制優遇、コンソーシアム、国際連携など）の導入
- (b) 優れた技術、ベストプラクティスを世界に普及させるための国際的な政策イニシアティブの推進。
- (c) 適切な廃炉時期の検討も含めた原子力発電の国際的基準に基づく安全性の強化、核廃棄物の適正処理。なお、原子力発電の今後については、早期計画的撤退あるいは選択肢として残すという議論がある。

ii) 地域の特性とイニシアティブに基づいた、低炭素・循環型かつ生物多様性に配慮した都市・まちづくりの促進

- (d) このような都市づくりを行うための、自治体の関連施策（土地利用、建築、交通、エネルギー等）の推進
- (e) IT や、環境負荷の少ない先端技術の活用
- (f) 資源の高度利用を通じた循環型都市社会の構築
- (g) 地産地消の促進、食料や水、エネルギー生産・消費地間の協力や、技術移転促進のための国内外の都市間協力促進
- (h) このような都市づくりを行うための、国とのパートナーシップ作り

iii) 安定した経済基盤の確立に向けた経済安定・雇用を確保するメカニズム

- (i) 環境や生物多様性に資する仕事（グリーン・ジョブ）の拡充と産業構造転換に伴う雇用対策（just transition 「公正な移行」）の実施
- (j) 中小企業や社会的企業、後進地域での男女の雇用拡大、特に若年層の雇用拡大に

³⁴日本のNGOからの新たな概念の提案であり、別途、日本のNGOである地球サミット2012が同時に提出するインプットを参照のこと。

に向けたメカニズムの構築

- (k) 先進国や多くのアジア諸国が今後急速に高齢化社会へ突入することを念頭に置いた対応策（高齢者層の雇用拡大への税制金融上の優遇措置の拡充等）

iv)国連生物多様性の10年の推進、生物多様性の主流化の達成と農山漁村地域の活性化

- (l) 生態系の保全と回復、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、適切な資金資源の提供と、能力開発促進、世界各地のグッドプラクティスの共有
- (m) 生物多様性の意味・価値の普及と生物多様性をベースにした政策統合による生物多様性の主流化及び適切な政策の効果的な実施、及び意思決定の予防的アプローチ。
- (n) 経済的に立ち行かなくなっている農山漁村地域の振興と農山漁村の自然資源の適正な管理
- (o) 森林の多面的な利用原則、適切な管理と持続可能な経営の推進

v)国連持続可能な開発のための教育の10年の継続的实施と消費者の責任ある主体的な行動を促すメカニズムの担保

- (p) 国連持続可能な開発のための教育の(以降、「ESDの10年」)に基づく学校教育、社会教育、企業教育の推進を通じた人材育成、「ESDの10年」後に向けた具体的な行動計画の策定と実施
- (q) 産業構造の転換につながる、消費者の責任ある主体的行動を促す消費者市民教育とそのための情報整備。第三者からの審査を受けるなど、グリーン・ウォッシュを防止するメカニズム

vi)持続可能な開発に関する新たな考え方を支える指標等のツールの開発・導入

- (r) MDGsの貢献の評価と2015年開発目標・指標に関する国際的合意・実現に向けたロードマップの作成
- (s) 従来のGDP成長指標に代わる生活の質の向上や社会的公正を示す指標の導入による開発水準の測定
- (t) 自然資本のストック、資源生産性、再生速度を含めた、持続可能性指標の確立
- (u) 自然環境の保全・回復に資する廃棄物ゼロ・環境技術・製品・サービスの生産を主流化した低炭素産業構造への転換とそのためのITの広範な応用等技術革新の推進
- (v) 地産地消に基づいた地域開発や伝統文化・芸術の維持・革新

vii)必要な資金を必要な者に提供する革新的な資金メカニズムの導入

- (w) 中小企業、発展が遅れた地域における税制、金融上の優遇措置
- (x) 貧困削減と持続可能な開発に直接・間接的に資する投資資金の優先的配分
- (y) 金融のグリーン化による持続可能な開発のための資金の確保

viii)環境配慮型の技術・製品の世界への普及

- (z) 適正な環境技術の相互移転の促進（地域住民の合意が前提）
- (aa) 環境配慮型の生産技術、製品やサービスの各国の社会システムへの組み込み（エコポイント・トッランナー方式の活用）

1 リオ地球サミットからの進展と残された課題・新たな課題

1.1 リオ地球サミットからの進展と残された課題

リオの地球サミットから 20 年。世界は 21 世紀に入り、冷戦は終結し、新興国が台頭し、グローバル化が進展する中で、世界システムの構造は大きく変化した。1992 年の地球サミット後、世界貿易、外国直接投資及び資本市場の分野におけるグローバリゼーションおよびグローバルな市場競争の激化は、人、物、資金、情報の流通を加速化させ、正負両面の影響を地球規模で与えている。グローバリゼーションの結果、大きく経済が成長したが、他方では、先進国、途上国共に失業人口の増大、特に、若者の失業率の上昇や、食料価格の高騰により、飢餓人口も急増している。リオ地球サミットからの 20 年間で、外国からの直接投資や輸出拡大により、東アジア・太平洋州では飛躍的に所得水準が向上し、教育・水・衛生状況が著しく改善した反面、国内での地域・所得格差が深刻化した。一方で、アフリカや後発開発途上国を中心として、貧困、低いレベルの社会開発、不十分なインフラ整備により、世界経済のグローバリゼーションから取り残されている。

また、世界は温室効果ガス排出量の増加、気候変動現象の顕在化や世界各地の経済成長や急速な都市化に伴う、環境悪化やエネルギー・天然資源の逼迫、世界規模での生物多様性の損失、悪化、というかつて経験したことのない地球規模の重大な問題に直面している。本来、こうした地球規模の問題に対応するために、リオ宣言・ヨハネスブルグ宣言及び行動計画が発表されたが、それらの進捗が著しく遅れている。他方、MDGs の設定、気候変動枠組条約／生物多様性条約の制定、砂漠化対処条約、国連森林フォーラム、WSSD タイプ 2 パートナシップなどの枠組みが制定され、**ESD の 10 年、生物多様性の 10 年などの取組も開始し**、20 年前と比べて社会開発の視点が重視されてきたが、現状では十分なモニタリング・評価が行われているとは言えず、各国及び国際的なモニタリング・評価システムの強化が不可欠である。

- (a) **国際経済環境**：グローバリゼーションの結果、一国の経済危機が、世界全体の経済危機へと急速に波及するような構造も生まれた。2008 年のリーマン・ショックで世界に拡大した世界金融危機は、あらゆる国における持続可能な発展への努力の成果が外部要因により大きく影響を受けることを示した。また、金融市場の混乱が実体経済に悪影響を及ぼしている。
- (b) **貧困**：「国連ミレニアム開発目標（MDGs）報告 2011」によると、世界全体の貧困率は 2015 年までに 15%未満に低下すると見られ、MDGs が掲げる目標値の 23%を下回る。東アジア、中南米などで大きく改善が図られた一方で、特に南アジア、サハラ以南アフリカなどの地域では依然として貧困にあえいでいる人口が過半数である。特に、食料・エネルギー価格高騰問題や気候変動問題の影響により、貧困層の

生活は一層深刻なものとなっている。

- (c) **保健**：最貧層の子どもの健康状況の改善が特に遅れている。国連ミレニアム開発目標（MDGs）報告によると、2009年の時点で、開発途上国では子どものほぼ4分の1が体重不足であり、その中で最も深刻なのは最貧層の子どもたちである。開発途上国の最貧層世帯の子どもは、最富裕層世帯の子どもに比べ、5歳の誕生日を待たずに命を落とす危険性が2倍以上高くなっている。
- (d) **持続可能な消費と生産**：日本や欧州における3R関連法制度の整備とDfEやDfR、リサイクル関連技術開発、普及啓発活動により、先進国における持続可能な消費と生産に若干の進展が見られた。特に、消費行動が環境問題や都市問題に与える影響（メリット・デメリット）に関する正確な情報を消費者に提供・啓発するなど、消費者教育を通して資源節約・環境保全等の観点を踏まえた消費行動が徐々に進展している。他方、新興国などでは、経済成長を背景に生産と消費が球速に拡大しており、大量の廃棄物が発生するとともに、資源消費量も拡大している。
- (e) **気候変動**：京都議定書が発効し、先進国での温室効果ガス排出量削減の義務化や、開発途上国への技術移転が一定程度進んだが、気候変動には緊急な対応が必要という認識からリオサミットで気候変動枠組条約が生まれたのにも関わらず、条約・議定書下の交渉と取組が遅れている。エネルギー起源のCO₂で、世界第2位の排出国であるアメリカの京都議定書への非批准や、今や世界最大の排出国である中国を始めとした新興国の経済発展による温室効果ガス排出量の急増等の問題が生じている。世界全体で取組を進める必要性が高まる中、新たな課題を踏まえた枠組みの構築が求められている。また気候変動現象が各地で顕在化し、その対策も緊急の課題である。
- (f) **生物多様性**：生物多様性条約は加盟国が193カ国に増え、遺伝子改変生物に関するカルタヘナ議定書が整備され（なお、名古屋・クアラルンプール補足議定書が2010年10月に採択された）、遺伝子資源の利用と利益分配に関する名古屋議定書、生物多様性の保全に関する「愛知ターゲット」が合意されている。日本は現在生物多様性条約の議長国であり、自ら推進する責任を有している。しかし、ミレニアム生態系評価や地球規模生物多様性概況などのグローバルな評価では、いずれも生物多様性をめぐる状況は悪化していることが示されている。
- (g) **水と衛生**：21世紀に入り気候変動、都市化、人口増、水源をかん養する森林の減少・劣化により世界の水問題は深刻さを増している。世界中で大干ばつ、地下水位の低下、湖沼汚染、塩水化が人々を苦しめている。過去の100年間で人口の伸びは3.7倍であったが、水需要の増加は約7倍にも達している。水と衛生はすべての人々の基本的人権であり、ジェンダー平等、教育、疫病防止の基本インフラであるが、アフリカ・中東・アジア地域ではMDGsの達成が困難な見通しである国々が多い。
- (h) **森林**：森林の課題は各国で異なることや、重ねてその課題は相互に関連しているこ

とに対する個人の認識が低い。2008年1月の国連総会で決議された「すべての森林に関する法的拘束力を有さない文書（NLBI）」及び「多年度活動計画（MYPOW）」に基づく持続可能な森林経営の推進に向けたすべてのレベルでの各国、国際機関及び国際的なイニシアティブの努力を歓迎するが、毎年1300万ヘクタールの多面的機能を有する森林が他用途への転用や森林火災、自然災害、違法伐採等により失われ続けていることを深く憂慮する。森林の減少・劣化はリオ3条約をはじめとする地球的課題に大きく関わっているとの認識に基づき、この傾向を反転させるために国際社会の努力が求められている。

- (i) **有害化学物質・有害廃棄物**：電気・電子機器の有害物質対策は、ここ数年規制の強化が行われて機器に含まれる有害物質自体の削減が進んだが、途上国ではリサイクル環境の構築が未整備であり、不適正なリサイクルにより健康被害が発生していることが報告されている。また、途上国では、有害廃棄物処理の監視体制の整備が不十分なまま急速な経済発展を遂げた国も多く、そうした国における有害廃棄物処理が課題となっている。なお、今回の原子力発電所の事故では、使用済み核燃料の最終処分の課題も浮き彫りになった。
- (j) **エネルギー**：ヨハネスブルグ実施計画に盛り込まれた地方電化の拡大や地域分散型のエネルギー・システムは依然として課題として残っている。再生可能なエネルギー利用は、先進国・途上国の一部の国で導入が進んでいるが、多くの国では利用の拡大が課題である。また、再生可能エネルギーの普及には、長期的な利用拡大を見据えつつも、適切な普及スピードや費用規模及びその負担のあり方など検討すべき課題も多い。
なお、エネルギー消費増、化石燃料の枯渇、気候変動等への対処の意味から期待が寄せられていた原子力発電の評価については、ステークホルダー間で今後の利用のあり方について見解が大きく分かれる。
- (k) **女性・ジェンダー**：女性の就業機会は依然として限られており、性別賃金格差も大きく、貧困層における女性の比率も高い。また、教育や能力向上の機会、意思決定への参画におけるジェンダー平等も達成されていない。特に開発途上国における女性の貧困は依然として大きな課題である。
- (l) **子ども・若者／教育**：MDGsの目標のひとつである初等教育への就学率が大幅な上昇を見せたことは政策の実行と資金の動員により目標が達成可能なことを示したが、一方で、7,600万人の子どもが初等教育を受けられていない。

「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の下で、ESDが、特に初等・中等教育の国の教育政策及びカリキュラムや持続可能な開発及び環境戦略に組み込まれるようになった国が増えたが、まだ国レベルの特定のESD政策または戦略がなく、その普及が課題になっている国も多く残されている。他方、公教育以外に様々な形で教育・意識啓発の機能を担っているアクターが存在するが、その分析や評価は

まだ十分になされていない。成人教育や生涯学習の重要性を再認識し、包括的にとりくむ必要があるが、ESD と学校教育、社会教育部門の連携協力は限定的である。

- (m) **先住民族の権利**：1992 年の国連環境開発会議では、先住民族の権利が大きく促進された。例えば、生物多様性条約に「先住民族地域共同体 (ILC)」が明記されたこともこれを示している。2007 年の国連総会では、先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) に先住民族に固有の基本的人権と地位が尊重されるべきであることが明記された。日本では、2008 年に、衆議院・参議院国会において、アイヌ民族をわが国の「先住民族」と認めた。2009 年政府が設置した、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書で、「今後のアイヌ政策は、アイヌの人々が先住民族であり、その文化の復興に配慮すべき強い責任が国にあるという認識に基づき、先住民族に係わる政策のあり方の一般的な指針としての『国連宣言』の意義やわが国の最高法規である憲法等を踏まえ、展開していくべきである。」と報告された。
- (n) **自然災害対策**：1990 年代の「国際防災の 10 年」の活動を引き継ぎ国連国際防災戦略事務局 (UN/ISDR) が設立され、国連防災世界会議で「兵庫行動枠組 2005-2015 災害に強いコミュニティの構築に向けて」が採択され、兵庫行動枠組を効率的、効果的に推進するため、防災グローバル・プラットフォームが設置されるなど、自然災害に対して国際的に連携していく仕組みが構築されてきた。他方、国連世界防災白書 2011 が示すように、東日本大震災での地震と大津波、原子力発電所の事故による「複合災害」など、現代社会における技術の複雑さや相互依存から派生する「新たな脆弱性」に対処するために、自然災害に対してしなやかで強靱な社会をつくらなければならないことを我々は改めて認識した。
- (o) **資金源・資金メカニズム**：欧州の一部の国をのぞいて、2015 年までに ODA の GNI 比 0.7% を達成する目標の実現が難しい状況にある。日本はグレンイーグルズ・サミットで 2005~2009 年に ODA を 2004 年の水準より 100 億ドル上積みすると約束したが、景気や予算上の厳しい制約や一部の債務国による ODA 融資の早期大型返済、またもとより政治的意思の欠如により、現時点でこの公約を 36 億ドル下回っている。
- (p) **雇用労働**：2008 年に引き起こされた世界同時金融危機は、多くの雇用機会を奪い、若者、高齢者、マイノリティなど弱いところにその影響が及んでいる。世界的雇用危機への抜本的改善には、良質で安定的な雇用を生み出すことが不可欠である。2009 年 6 月に ILO は「グローバル・ジョブズ・パクト(仕事に関する世界協定)」を政労使で採択した。新たなグローバルガバナンスの形成が求められており、重層的な積極的雇用対策や社会的セーフティネットを拡充し、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を中心に据えた雇用の拡大をはかるとともに、劣化した雇用の質を回復させる必要がある。

また、上記のような個別の課題に加え、旧来は問題視されていなかった、課題間のジレンマも顕著になってきている。例えば、温室効果ガス削減政策として欧州、米国などが進めたバイオ燃料推進政策は、リーマン・ショック後行き場を失った投機マネーの先物市場への流入を誘発し、世界的な食料価格高騰を招き、結果として貧困層の生活を圧迫した。

日本も、こうした世界の課題解決に貢献するため、様々な取組を進めてきた。日本政府は、1997年のアジア通貨危機の中で、人間の安全保障の概念を示し⁵、2002年のリオ+10で「持続可能な開発のための教育の10年」を提起した。アジア諸国に対して、資金面・技術面・人材面の貢献を行い、アジア諸国の発展に寄与し、各国から一定の評価を得られた一方で、昨今は国内の経済不況のみならず、政治的意思の欠如により、国際合意であるODAのGNI比0.7%目標を達成できずにいる。

1.2 新たな課題(emerging issues)

1.2.1 世界が直面する新たな課題

我々は、新たな課題への対応にも迫られている。特に重要な課題として、エネルギー、食料の安全保障（食料の安定的供給、遺伝子組換え食品の問題）、自然災害対応、持続可能な都市づくり、高齢者人口の増加と過疎化の進展が挙げられる。

- (a) **世界的なエネルギー需要の増加**：世界全体でエネルギー需要が高まり、かつ、温室効果ガスの排出による気候変動の進展が進展するなかで、化石燃料に依存したエネルギー供給の体制をシフトする必要がある。
- (b) **水と食料の安全保障（水と食料の安定的供給）**：世界各所で干ばつの発生が増加しており、気候変動との双方影響も指摘されている。投機資金も作用し食料価格が地球規模で連鎖反応する中で、国家間での食料をめぐる争いが懸念される。人類は地球規模での食料の安全保障を確保する課題に直面している。水は人々の生存にとって代替性のない基本的権利であり、社会の持続可能な発展にとって最も基本的なインフラである。世界各地で発生している水を巡る葛藤や紛争は、最優先で解決されるべき地域の安全保障上の課題である。地域間の水の葛藤の問題にとどまらず、食料の供給地と消費地がグローバル化する中で、ある地域の干ばつによる食料価格の高騰は地球規模で波及し、国家間の食料争奪戦という地球規模の安全保障上の課題となっている。気候変動、大量消費、都市化、人口増による過剰取水により、世界各地で深刻な干ばつや地下水位の低下が発生しており、水と食料の安全保障は厳しい課題に直面している。
- (c) **多発する自然災害への対応**：東日本大震災に限らず、世界全体で自然災害が発生しており、気候変動の影響によりその被害が拡大している。自然災害への対応策は先進国を中心に蓄積されているが、この知見を世界全体で共有し普及させる必要がある。

⁵ 参考：国連開発計画（UNDP）の「人間開発報告1994」で世界的に提唱した概念

る。

- (d) **都市への人口集中および都市インフラ整備需要の拡大**：現在既に都市人口は世界人口の半数を超え、2050年には70%に達する。都市は世界のエネルギーの67%を消費しているが、2030年には74%にまで増加する。途上国・新興国では都市建設が急速に進みメガシティが相次いで登場するが、今日建設される建築物や都市インフラは、今後数十年にわたり都市のエネルギー消費量と温室効果ガスの排出量を固定化する。膨大な都市建設需要とその低炭素化は、グリーン経済を牽引し、グリーン雇用を拡大する。
- (e) **新たな持続可能な都市づくりのニーズの拡大**：農村人口の都市への移動及び都市部での人口増加が急速に進んでいる。都市開発と経済活動の拡大によって排出される温室効果ガスが増加していることから、よりコンパクトでエネルギー消費の少ない都市づくりや都市の再開発が求められている。都市における居住、移動、エネルギー供給をより持続可能な形へ移行する、持続可能な都市、自然と調和した都市づくりのあり方を提示し、世界全体で進める必要がある。
- (f) **高齢化と過疎化の進展**：日本が直面している高齢化の問題は、長期的に見ると、これらは徐々に世界的な課題になると思われる。人口は増える一方、地球全体の高齢化が進む中で、我々は新たな対応が必要になることが予想される。上述の都市への移動も、若年層が中心であり、農山村の高齢化が世界的に広がることも予想される。
- (g) **自然資本の急速な減損・劣化による制約**：人類は産業資本・金融資本の急激な蓄積と引き換えに自然資本の減損や劣化を招いてきたが、その結果これらの資本の相対的な稀少性は逆転し、特に近年では、先進国及び新興国を中心に世界の消費が急増する中、一人当たりが利用可能な自然資本の量は消費量の増加速度を上回るペースで減少している。このままの発展のパターンでは、今後90億人になる世界の人口を支えられなくなる恐れがあることから、自然資本の減損・劣化によって課される制約が今後どの程度となり、どれくらいの内容・速度・規模で発展パターンを変えていく必要があるのかについて、人類全体の共通認識の醸成が喫緊の課題である。

このように21世紀を迎えた国際社会は、早急な解決が待たれる深刻な地球的規模の諸問題 (global issues) に直面している。私たちは「持続可能な開発」を進めることでそうした諸問題を解決していこうとしているが、そのためには、なぜ「開発」が「持続不可能なもの」となってしまったのか、すなわち「過剰開発 (over-development)」や「乱開発 (mal-development)」を引き起こしてきた原因や仕組みを冷静かつ謙虚に自問自答することが今後の取組の大前提になる。持続可能な社会を構築するためには、リオ地球サミット時には想定していなかった新たな課題に対して、世界全体で協力して対処せねばならない。

1.2.2 課題先進国日本と東日本大震災

課題先進国日本

高齢化や環境・エネルギー問題など、日本は「課題先進国⁶」として、他国がこれまで経験していなかったような新たな課題に直面している。これらの課題に対応を進める上で、日本は、持続可能な開発の先にある理想の姿、「持続可能な社会」について考え、長期的なビジョンを打ち立てる必要性に迫られている。

東日本大震災

2011年3月11日の東日本大震災では、「持続可能な社会」とは何かが改めて問われることとなった。2011年3月11日、日本は、マグニチュード9.0という、世界の地震の観測史上4番目に大きい地震と、日本観測史上最高の40.5mを記録した津波の被害という、世界最大級の災害を体験した。津波の想定の甘さもあり、巨大津波により2万人に及ぶ死者・行方不明者が出るとともに、国際原子力事象評価尺度（INES）レベル7の原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、甚大な環境的・社会的被害が発生している。現在でも、多くの被災者は仮設住宅での生活を余儀なくされており、東日本大震災からの復興が我々の課題となっている。原子力発電所事故の経験は、日本社会に、エネルギーの大量消費、ライフスタイル、技術への過信などを問い直すことにつながっている。

他方、巨大地震の中で、新幹線が適切に緊急停止して重大事故が発生せず、高層建築がほとんど倒壊せず、日本の震災対策技術の有効性について認識が高まったことも事実である。

現在、日本では、略奪も暴動も発生することなく、人々が思いやりをしっかりとって、国全体で協力して震災からの復興に取り組みつつある。その中で、様々なステークホルダーが協力して取り組む多くの好事例が生まれつつある。地方公共団体および地域住民、企業・産業、農業者、労働組合、協同組合が復興に向けて渾身の努力を進める一方、NGOがコーディネーター役となって現場の細かなニーズを吸い上げ、世界各国から集まった若者・子ども、NGOによるボランティアが力を合わせて復興の支援を行っている。生産活動、社員生活基盤の一刻も早い回復に向けて企業・産業も様々な努力と支援を行っている。労働組合はそのスケールメリットを活かし被災地における救援・支援活動などをはじめとする震災対策に取り組んできた。たとえば、連合は、震災発生後、直ちに災害対策本部を設置し、先遣隊を被災地に派遣し、当該地方連合会と協力し、地域活動や拠点づくり、交通手段の確保などを調整するとともに、政府・政党、経済団体への緊急要請、災害救援カンパ、支援物資の提供も実施した。また、多くの自治体が被災し、公共サービスが提供できなくなったが、日本国内の多くの他の自治体からの惜しみない助力により、機能回復が進んだ。また、今後2度とこのような人的・物的被害を起こさないよう安全な都市づくりのために、多くの自治体が災害復興戦略の見直しを行ない、自治体を核とした復興を行お

⁶ 参考：小宮山宏「『課題先進国』日本一キャッチアップからフロントランナーへ」2007年

うとしている。復興のプロセスでは、まさに、持続可能な開発に向けた様々な取組が開始されつつあると言える。

また、復興基本法や基本方針などで、復興に向けた各種の政策決定プロセスに女性が加わるべきことがうたわれた。これにより女性・高齢者・子ども、障害者など弱者のニーズに対応できるようになり、女性が政策決定プロセスに参画することの重要性を示すことができた。

現在、原子力発電所の事故によって、日本はエネルギーに関するパラダイムシフトに直面している。エネルギーの問題の重要性について、改めて国民一人ひとりが考える機会となった。脱原子力については、ステークホルダー間で見解がわかれるものの、長期的に見て、再生可能エネルギーの利用を一層促進していくことについては、産業や国民への負担も考慮しつつ、適切に実施することでおおむねコンセンサスが取れている。さらに、2011年夏に電力需給が逼迫する中、企業の努力と国民の節電取組で対応した経験も大きい。電力供給に関する危機感は、国民のライフスタイルをも変えた。再生可能エネルギー利用促進と省エネルギーによる環境負荷低減という、持続可能な開発を進める中で重要な取組を、震災・原子力発電所の事故という危機の中で進めつつある。

こうした日本の経験は、リオ+20における持続可能な発展の議論にも参考になると思われる。未曾有の災害からの復興、様々なものが失われてしまった中で新たに構築していく取組、原子力事故による放射能汚染対応は、多くの課題を浮き彫りにしたことで、リオ+20の持続可能な開発の議論の参考にもなると思われる。

2. リオ+20の成果に関する提案

2.1 リオ+20に期待する成果

日本の多くの関係者は、これまでの経済・社会・環境に加えて、文化的なものを柱とすべきなど、リオ+20を持続可能な開発の考え方を見直す機会としたいと考えている。時代の変化を踏まえた上で、持続可能な開発の考え方を見直す必要がある。特に、リオ+20に関わるステークホルダーの世界感、価値観が異なることを認識した上で、それぞれの地域に応じた持続可能な社会の理想像を前提としつつ、特定の価値観に偏り過ぎずに、多様な視点から持続可能な開発を進めることが重要と考える。日本のステークホルダーが考える持続可能な開発の基本的な考え方で特筆すべき点は以下の通りである：

- (a) **マルチ・ステークホルダー対話の導入**：各国政府は国際レベルおよび国内レベルでのマルチ・ステークホルダー対話を重視し、各ステークホルダーとともに参加の機会を確保し、積極的に議論に参加する。なお、サイレントマジョリティに配慮し、メーリングリストやインターネットなどによる対話も活用する。
- (b) **社会的に声が反映されにくい人たちの視点の尊重**：持続可能な開発のための制度的

な枠組みは、市民の社会参画の実現と、各ステークホルダーの相互学習によって制定すること。またその際、女性、子ども、マイノリティ、障害者、先住民族などの社会的に声が反映されにくい人たちの視点を尊重すること。

- (c) **ジェンダー平等の視点の考慮**：持続可能な社会の定義にジェンダー平等の達成を含む社会的公正の実現を強調すべきである。持続可能な開発の推進には、男女の平等な方針決定への参画が不可欠であること、その推進のためにはポジティブアクションなどの方法をとることが重要である。地域分散型の多様で持続的かつ再生可能な自然エネルギー資源への転換における男女の平等な決定参画と便益の享受が必要である。持続可能な社会形成に女性の「視点」が加わることの利点を明確に打ち出すべきである。
- (d) **子ども・若者の声を反映させた世界の創造**：宣言の目指す共通の知識や価値を共有し、課題を解決して共に生きる平和な地球社会を創造することが人類にとって何ものにも代えがたい第1の価値である。また、私たちが取り組む課題が子ども・若者世代をはじめとする将来世代に大きな影響を与え、かつ私たちが宣言・約束することを実行しなければいけないのは将来世代であることを意識し、子ども・若者の意見をより積極的に反映すべきである。
- (e) **先住民族の視点と価値観の尊重**：今後の地球環境、開発を考える上で、アイヌ民族をはじめとする先住民族の価値観に、これまで以上に重きを置いていくべきである。持続可能な開発に関わる関係者は、世界観、価値観には、この様なアプリオリ（先入観）の厳然たる差異があることを認識する必要がある。特に、科学・経済至上主義的な価値観に思考を委ね過ぎず、偏りのないバランス感覚を保つことが肝要である。伝統的知識や慣習も尊重し⁷ 1992年から今回のリオ+20までの間に国連では2007年に「世界の先住民族に関する権利宣言」が採択されたことから、この権利宣言を世界の国々が尊重すべきである。
- (f) **地方自治体のエンパワーメントの支援**：低炭素型でレジリエントな都市、生物多様性が保全され、持続可能な利用が図られる農山村、および社会の実現に向けて、自治体の役割の重要性を一層認識し、地方自治体に対する国際社会の支援（制度的バックアップ）を進める必要がある。利害関係が輻輳する環境問題では先行的事例が全体の理解を牽引し、合意を形成する。都市・自治体の先行的取組が低炭素社会とグリーン経済への理解を高め、国際合意を後押する。地方自治体の先進事例を国際的にも活用するため、国際社会の途上国支援資金を地方自治体間の国際協力に活用できるしくみの創設を期待する。
- (g) **森林の重要性及びその森林の適切な管理を実現に導く強固な国際条約の重要性の**

⁷日本のアイヌ民族は、「天から役割なしに降ろされたものはひとつもない」というアイヌ民族のことわざにある通り、動植物、物質も含め、そのものが持っている物性・特性に着眼し、その固有の価値を尊重、感謝し、それぞれに命を包摂しているものと捉えている。

再認識：世界人口の4分の1近くに当たる16億の人々が、生存、生計、雇用や収入確保のために森林に依存している。経済や社会の発展、貧困の削減、環境の持続可能性、食料安全保障と農業、エネルギー、水、気候変動の緩和と適応、砂漠化や土地劣化への対処、生物多様性の保全、流域の保全や災害リスクの低減に関する複雑で相互に関連した地球規模の課題に対処するために多面的機能を有する森林は重要な役割を果たす。従って、森林に係る問題は、リオ3条約をはじめ関連するプロセスや国際機関間で連携を取りながらグローバルに対処するような体制を強化すべきである。森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯留効果を活用すべきであり、途上国における森林の減少・劣化対策、違法伐採対策や適切な森林管理、持続可能な経営を推進すべきである。また森林の課題が各国で異なることや、重ねてその課題は相互に関連していることに対する個人の認識が低いことが改善される仕組みや体制が構築されるべきである。

- (h) **すべてのパートナーの対等な立場と責任**：世界が更に多様化している中で、環境問題を南北問題、先進国と途上国という二項対立的にとらえることでは解決しないのが現状である。二項対立の構図で物事を強く主張しすぎると、個人レベルの異なる観点に欠落が生じたり、反発が積みまとうことになる。持続可能な開発の実現には、関係者が慎重かつ丁寧に理解促進を図るべきであり、誠意を持って真摯に事に当たる態度、姿勢そのものの貴重さが尊ばれるような環境や場の設定、ルール作りが必要である。
- (i) **地球環境問題の解決を最優先の政治課題として設定**：リオ+20では、リオ及びヨハネスブルグ以降の持続可能な開発の進捗を総括する必要がある。世界及び各国の政策とその実施状況について確認し、世界の首脳が地球環境問題の解決を最優先の政治課題とすることを確認せねばならない。
- (j) **教育の果たすべき役割の再認識**：持続可能な開発に向けた「教育」の果たすべき役割やその重要性を再確認するとともに、各ステークホルダーや担当部署間のセクショナリズムを排して、「持続可能な開発に向けた人づくり」に関係する様々な計画や実践（例えば、ESD、EFA（Education for All）、MDGs（Millennium Development Goals）、各種環境条約のCEPA（Communication, Education and Public Awareness）、成人教育・生涯学習など）を横断する組織的・制度的・資金的な枠組を再構築し、それぞれの相乗効果を高めていく必要がある。
- (k) **持続可能な農業による食料の安全保障**：持続可能な農業による食料の安全保障には、世界の国々の気候風土にねざした伝統農漁法・生物多様性を重視した食料増産体制を確立する必要がある。
- (l) **自然資本の管理・ガバナンス**：持続可能な発展のためには、自然資本の管理・ガバナンスが経済判断に含まれることが必須である。効果的なガバナンスには政府だけでなく、様々なレベルの幅広いステークホルダーが関与し連携することが必要であ

る。大地や風土の多様性、地域特異性から恩恵や被害を直接受ける人こそが、自然資本の管理主体になることが最も優れた共生の方法であり、地域主権型の国土運営、政策運営に転換する必要がある。

日本の多くの関係者は、リオ+20を、過去の宣言で盛り込まれた内容について改めてコミットする場にすべきと考えている。例えば、ヨハネスブルグサミットでは、「清浄な水、衛生、適切な住居、エネルギー、保健医療、食料安全保障及び生物多様性の保全といった基本的な要件へのアクセスを急速に増加させることを決意する。同時に、我々は、互いに、資金源へのアクセスを獲得し、市場開放からの利益を得て、キャパシティ・ビルディングを確保し、開発をもたらす最新の技術を使用し、また、低開発を永遠に払いのけるための技術移転、人材開発、教育及び訓練を確保できるよう共に取り組む」との内容が盛り込まれている。特に、人材育成に関しては、我が国からの提案を踏まえ、「国連持続可能な開発のための教育の10年」が2005年から開始されている。日本の関係者からは、水問題に世界で取り組むことの重要性や、国連総会「食料の権利に関する決議」やFAO世界食料サミット、世界食料安全保障委員会の延長として途上国をふくめ独立した国家としての食料安全保障の権利を有する方向を確認すること、技術移転、人材開発、教育の重要性などを再確認するべきとの提案があった。

日本で発生した原子力発電所の事故は深刻な問題であり、持続可能なエネルギー社会への転換について考える重要なきっかけを与えた。脱原発については、原発から早期に撤退するべきとの考えや、現状では原発に依存せざるを得ないという考えなど、日本国内でも考え方に幅がある。原子力発電については、世界全体で開発・利用に伴うすべてのリスクについて捉えなおすために、様々なデータを用意する必要がある。また他の電源との競争上の公平性なども明らかにされるべきである。また、電力市場の再構築、系統連携のルール作り、関連法制度の見直し等により地域分散型のエネルギー利用体制の推進を図るべきとの意見もある中、慎重に検討すべきとの意見もある。エネルギーシフトの在り方に関しては、事実と論理にもとづき、十分な情報公開と透明性を確保して、合理的かつ多面的な議論をする必要がある。各国は、再生可能エネルギー、省エネルギー、火力発電の更なる効率化の追求などを中心に据えた、持続可能なエネルギー利用に関する中長期的なビジョンを作っていくべきである。

原子力発電所事故については、その原因の徹底究明と、それに基づく安全基準の見直しについて世界で共有化し、世界中の原発の安全性を高めていくべきである。同時に、いったん深刻な炉心溶融事故が発生し、放射能漏洩が起きた際の、短期、長期の対策、除染、健康管理など原子力発電所の対策で経験した（あるいは今後経験する）さまざまな知見、経験、ノウハウ、課題を、世界の共有財産としていくことで、今後の原発管理のレベルアップにつなげていくことが重要である。また、日本は関連する国際的な共同研究イニシアティブやネットワークに積極的に参加をしていくことが求められる。

リオ+20 と MDGs のポスト 2015 年目標とを結びつける重要性についても指摘された。過去 20 年を振り返り、その進捗・残った課題を適切に把握した上で、MDGs 等の開発目標に反映することが重要である。また、MDGs のポスト 2015 年目標の検討と同時に、必要な長期ビジョン・行動計画を検討するとともに、適切な指標を用いて進捗を把握することが重要である。

地球サミットで生まれたリオ 3 条約（生物多様性条約、気候変動枠組条約、砂漠化防止条約）の目的の達成に向けて、加盟国全てが全力をあげて取り組むことに改めてコミットメントすることが重要である。特に、生物多様性条約では、2020 年を目標年として 20 の目標からなる「愛知ターゲット」に合意している。また、国連総会においては、それまでの 10 年（2011-2020）を「国連生物多様性の 10 年」として、愛知ターゲットの達成を目指すことを決議している。この重要性をリオ+20 の議論の中でも改めて認識することが重要である。

2. 2 リオ+20 に対する具体的提案

日本の多くの関係者が、持続可能な開発に関する共通認識を改めてリオ+20 の成果文書に盛り込むべきと考えており、そのエッセンスは、冒頭のキーメッセージで述べている。今、我々には、持続可能な開発に関する長期ビジョンとそれに沿った具体的な行動が求められている。日本のステークホルダーからの主な提案を以下に示す。

- a) **エネルギーに関する提案**：エネルギーに関する政策は、国内外の安定的な経済成長及び気候変動など地球環境問題の解決においてとても重要である。しかしながら、実施からその効果が現れるまで大変長い時間を要するため、現在の世代のためにも将来の世代のためにも早急かつ野心的な対策⁸の実施が不可欠である。各国が長期（例 2030 年）の再生可能エネルギー目標を定め、そしてそのためのイニシアティブをスタートさせ、関連政策・対策を導入することを各国に勧告することが期待される。エネルギー需給に関しては、これまでの供給サイドの政策議論偏重から、需要サイド（例えば、世帯や中小企業）の省エネルギー政策議論を活発化する等、需給のトータルバランスを再検討する必要がある。また、今後需要の増加が予想される途上国に向けては、再生可能エネルギーに関する技術やノウハウの移転を効率的に行なうための仕組みを提供するなど、「共に考える」ためのプラットフォームを構築する必要がある。
- b) **貧困対策に関する提案**：貧困層・脆弱層の人権の保障とエンパワーメントを実現すること。また、政策形成に途上国の市民、特に最も貧しい人達の参画を保障すると共にそれらを支える世論の形成が必要。貧困層・脆弱層に直接アプローチし、途

⁸ ただし、推進すべき具体的な政策については、日本のステークホルダーでも意見が分かれる（例：電力固定価格買取制度（Feed-in Tariff: FiT））。

上国の市民のニーズを反映した政策の実施とそれを支える世論を形成する必要がある。グリーン経済を「貧困解消や人権保護などの社会問題を取り込んで成立するシステム」として捉え、共存・共生・社会的公正の実現のプロセスを構築すべきである。

- c) **水と衛生に関する提案**：水問題は地域ごとに多様な要因に根差しており、その解決には一律の合理的な手法ではなく、その地域の文化を尊重したきめ細かい持続可能な手法が選択されなければならない。特に、日本の地方自治体が果たす途上国への貢献への期待は大きい。世界中の途上国が直面している困難な問題は、上下水道の水インフラの整備と運営・維持管理である。多くの国では、中央政府または地方政府が水インフラの整備・運営・維持管理を担当しており、水道料金の徴収や漏水問題で苦闘している。これら水問題の解決には、最先端技術よりも水システム全体の維持管理が必要である。この要請に答えられるのは、長く水インフラの整備と維持管理の経験を積んでいる日本の自治体である。日本の自治体は、途上国の水インフラの整備・維持管理の新しいビジネスに向かって歩み始めた。長続きする国際貢献は単なるボランティアではなく、利潤追求主義でもない。それは適正な利潤を伴うビジネスの上に成立する。日本の自治体は公共的精神を持ち、かつ長続きする水ビジネスという世界に例がない大切な使命を途上国で展開していく。
- d) **大気保全・気候変動に関する提案**：気候変動防止に向けた法的拘束力ある枠組への合意を約束：コペンハーゲン会議での合意実現が叶わなかった後、2013年以降の次期枠組み作りが現在も続いている。UNFCCC プロセスにおいて、公正で (fair)、野心的で (ambitious)、拘束力がある (binding) 枠組みに合意することを約束し、UNFCCC 交渉の加速を後押しすべきである。最新の科学的知見を踏まえ、気候変動対策への国際合意を定め、その上で各国の取組を進めなければ、地球上における生命の持続可能性は確保できない。具体的に、先進国、途上国を問わず、各国の責任と能力に応じた大幅削減、脆弱な途上国への資金支援・適応対策・技術移転・キャパシティ・ビルディング・森林減少・劣化対策の強化をパッケージで合意し、できるだけ早く法的拘束力ある枠組みを採択すべきである。今後深刻化が予想される気候変動にともなう異常気象現象 (extreme climate events) による甚大な被害に対するレジリエンスを十分に考慮する必要がある。その実現には、こうした社会の構築を促進するための、新しい持続可能な開発のための制度的枠組み (IFSD) が不可欠であり、また災害の予見可能性の向上に資するよう、WMO を中心に進められている各国気象データの開示推進が望まれる。
- e) **生物多様性の保全・環境保全型農林漁業に関する提案**：愛知ターゲットの達成に向け、国連や各国政府並びに関係ステークホルダーの連携のもと、国連生物多様性の10年の積極的な推進を図る。また、日本の第一次産業が本来持っている自然共生的な特徴を再び発揮させる方向で政策誘導し (環境保全型農林漁業)、その方向に努

力している農林漁業者およびその地域が直接支払い制度や都市住民からの支援といった形で報われるような仕組みをおこす必要がある。

- f) **農山漁村地域の振興に関する提案**：経済的に立ち行かなくなっている農山漁村地域の振興を図るため、地元のイニシアティブで地域自然資源を活かした再生戦略が作られ、成功している国内外のグッドプラクティスに学び、都市住民の人的、財政的支援を引き出す政策を進めるべきである。本来豊かな農山漁村の自然資源を本来そうしていたように労働集約的にきめ細かく手入れをし、なおかつ生産活動が経済的に成り立ち、雇用を生むことが最も典型的なグリーン経済に他ならない。ストック資源の枯渇が現実的になってきた今、これまでの「発展戦略」を根本的に転換していく制度設計が求められている。
- g) **原子力の安全性強化に関する提案**：原子力発電所の事故が明らかにした課題について日本が可能な限り国際社会との共有を図り、また、世界規模で、原子力事故、放射能汚染の危険性、緊急対策、恒久対策などに関する情報交換を行い、事故を未然に防ぐとともに、事故が起きた場合の国際的な協力体制を整備するなど、各国における原子力発電の安全性強化に貢献していく必要がある。放射能が人体・動植物に与える悪影響に関する国際的科学研究に基づいた国際的安全基準の見直しとモニタリング機能の見直しが必要である。
- h) **ジェンダー平等の達成・女性の参画に関する提案**：政策決定の場に女性が加わることで、女性の視点で対応できるようになり広がる。すべての分野の意思決定の場における女性の割合を、年限を示した数値目標、「優遇制度」、「クォーター制度」などのポジティブアクション、クロスコンプライアンスなどの資金助成に際しての条件付けなどの具体的手法を書き込む。女性の能力向上のための機会を増やす。
- i) **先住民族に関する提案**：先住民族の権利の前進は、リオ+20 の関心事であるべきである。アイヌ民族のアイヌ語の保存と振興、アイヌ文化と宗教の権利、土地と資源の権利、教育と情報の権利、経済的・社会的権利、参加の権利、自己決定の権利が保証されなければならない。こうした努力は、日本政府の国際的な義務であり、リオ+20 で再確認しなければならない視点である。
- j) **子ども・若者に関する提案**：リオ宣言の実現には、すべての人が基本的権利として教育を受けられる地球社会の実現が不可欠であること。学校教育、社会教育、生涯学習など、人生のあらゆる年齢段階にある人々への教育活動を通じて、目標の達成を目指すこと。上記の教育を学校教育（Formal Education）及び社会教育（Non-formal education）の場で、公的機関や NGO の有機的なパートナーシップにより推進するとともに、子どもや若者が国や地方の政策決定、国際会議等に際して意見を表明する機会を飛躍的に増やすことが必要である。具体的に学ぶ内容としては、例えば地域の課題が地球規模の課題と繋がっていることを認識し、地域で活動し地球規模で思考するような(Think globally and act locally)活動を推進すること。

また、途上国に対する教育分野の資金提供も重要である。

- k) **地方自治体に関する提案**：人口と産業が集中する都市での環境負荷軽減のための自治体の積極的な対策が大きな効果をもたらし、自治体が重要な役割を果たすことが明らかになってきた。しかし、いまだに自治体が地球環境問題に取り組む必要性について理解を得られていないところも多い。そのため、リオ+20の成果文書では、より多くの自治体の積極的参画を後押しするため、国際社会が、大都市をはじめとする自治体に対し、地球環境問題への取組を明確に要請することが重要である。
- l) **雇用及び労働者・労働組合に関する提案**：世界的な社会的保護の下限を設定する。特に開発途上国における、児童労働の解決、男女の平等な就業機会の保障、最低賃金の保障など、グリーン・ジョブの創出におけるミニマム基準を明確にすることが必要である。2015年までにグリーンでディーセントな仕事を少なくとも50%増やすとともに、気候変動問題への対処と雇用・労働の構造転換を同時に進行させ、低炭素社会の実現につなげようとする長期的な戦略である、「グリーン・ジョブ戦略」を一層促進・展開する必要であり、その課題共有と実現に関する国際的な合意形成が期待される。労働者に対する教育・訓練の実施、住居・生活の支援や、「ディーセント」で「グリーン」かつ「持続可能な」雇用の維持・創出、再就職先の斡旋などが必要である。これらの雇用対策をはじめ、マルチ・ステークホルダーによる正式な協議を通じ、気候変動対策と雇用対策を同時に推進する「公正な移行」が必要であり、その課題共有と実現に関する国際的な合意形成が期待される。特に開発途上国における、児童労働の解決、男女平等参画、最低賃金の保障など、グリーン・ジョブの創出におけるミニマム基準を明確にすることが必要である。
- m) **資金源及びメカニズムに関する提案**：各国の財政悪化が深刻になる中において、官民連携プロジェクト等を通じ、民間資金がより有効に活用される仕組みについて検討がなされるべきである。また、これら民間資金が潤滑に供給されるためにも、金融機関におけるSRIが一層推進されることが求められるが、この動機付けとなるよう、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）の下で策定済ないし策定中の原則に根差し、保険を含む金融機関において、ESG（環境・社会・ガバナンス）課題に基づいた意思決定プロセスが浸透し、「金融のグリーン化」が進展することが望まれる。また、MDGs達成のための資金を確保するために、GNIの0.7%をODAに拠出するという目標について、より具体的なモニタリングのための強固な枠組みをつくるべきである。たとえば、各国は0.7%目標達成のための工程表を作成することを義務付けるなどの方策が考えられる。また、日本の一部のステークホルダーは、持続可能な開発に係るさまざまな事業実施を可能にする予算措置として「次世代税」や「国際連帯税」を実現させるべきであると考えている。ただし、税は財源確保のための有力なツールとなり得るが、具体的な検討にあたっては、税の目的や用途、負担などを明確にし、幅広い議論を通じて、国民各層の理解と合意を形成した上で

実施することが必要である。

- n) **援助効果／開発効果の向上に関する提案**：開発を行う際には、援助効果／開発効果の向上とともに社会的公正の実現を図る努力をすること。各国政府はパリ宣言、ア克拉行動計画を遵守するとともに、2011年12月の釜山ハイレベルフォーラムで制定される予定の合意事項を遵守すること。また NGO は、開発効果を高めるためのイスタンブール原則（Open Forum CSO Development Effectiveness）を規範にするとともに、各団体でアカウンタビリティ向上のための取組を強化すること。さらに、援助効果／開発効果向上のために、新たなアクターである新興ドナーや民間セクターを議論に巻き込んでいくことも重要である。
- o) **環境上適正な技術の移転、協力及び対処能力の強化に関する提案**：資源制約や環境制約を考えたとき、今後中国につづき多くの途上国経済が発展軌道にのることで、貧困問題や自然災害などの途上国の抱えるさまざまな社会問題を克服していくことは望ましいことであるが、一方で限られた地球資源の制約やエネルギー供給制約が、そうした発展の妨げとなる。このジレンマを解決するのが、最小の資源消費、エネルギー消費で最大の富と社会基盤を実現するための技術である。日本の企業、産業は過去オイルショックや円高不況、公害問題といったさまざまな社会、環境制約を克服して成長をしてきた過程で、そうした資源節約型技術、エネルギー節約型技術、環境保全技術、さらにはさまざまなリサイクル技術による循環経済への基盤技術を持っており、こうした技術が今後世界に普及し、途上国の経済発展に供されることで、地球全体の資源・エネルギー節約、環境保全を実現し、地球全体の持続可能性を高めていくことが重要である。世界的に高水準にある日本の環境技術を、途上国とWin-Winの関係を保ちつつ移転していくことが重要である⁹。そのスムーズな推進のためには、知的所有権の担保が重要である。
- p) **教育、意識啓発及び訓練の推進に関する提案**：国連「ESD の 10 年」を強力に推進するとともに、2014 年の「ESD の 10 年」終了後も引き続き世界的に ESD を推進するような仕組みづくりが必要である。具体的には、世界的行動計画の策定と資金措置、ESD に関する情報・経験共有の仕組みづくり、地域へのオーナーシップを持つ住民の育成、地域で持続可能な社会づくりを進める様々なステークホルダーの連携協力を推進するためのコーディネーターの育成と育成支援システムの構築等を、学校教育、社会教育等のあらゆる教育・訓練を通じて進める必要がある。行動計画については、「グリーン経済教育プログラム」や「持続可能な開発のための生涯学習プログラム」の制定なども含めるとともに、2007 年に国連総会にて採択された先住民族に関する宣言の履行確保や国連気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約等における能力育成、普及啓発事業等とのシナジー効果について配慮する必要がある。

⁹ その際のジェンダー平等も重要

- q) **意思決定のための統計データおよび情報収集・整備に関する提案**：女性や子ども・若者の意思決定への参画を促進するため、持続可能な社会の実現に向けた課題を把握し、対処するためのデータとそれを世代間で共有することが国際的に不足している。持続可能な開発に関するデータを集め、多様なデータベースをインターネットおよびその他の利用可能なツールで公開する。またそれを利用するために、世代間や国際間で利用しやすい形で共有化し、それを相互発信することができるようにすることが重要である。
- r) **分散型の社会の確立に関する提案**：自然災害に対応し、気候変動に適応するために、分散型のレジリエント（回復力のある）な社会を実現することの必要性も提唱された。この過程において、グリーン経済の追求が重要な役割を果たし、こうした社会の構築を促進するためには、持続可能な開発のための制度的枠組み（IFSD）が不可欠である。こうした社会のあり方を宣言の中に改めて示すことが日本の関係者から示された。
- s) **自然資本の保全と持続可能な利用に関する提案**：NGOからは、共有材的性質を有する自然資本を、世代を超えて持続的に利用するため、“自然資本の利用者は、持続可能なペースを逸脱して利用した場合の原状回復と費用負担の責任を有する”という考え方を中心とした「利用者回復の原則」を確立し、関係国で制度化の方向性について合意すべきとの提案があった。
- t) **森林に関する提案**：森林は二酸化炭素の吸収・貯留効果を持っており、この機能を活用すべきである。また、適切な森林管理、持続可能な経営を推進すべきである。森林の重要性の再認識、及びその森林の適切な管理の実現に導く強固な法的拘束力を有する枠組みに向けた継続的な議論を設ける。また国際的な市民レベルでのネットワーク／プラットフォームを構築することにより、人と情報の交流が促進し、森林の課題に対する認識が向上し、行動の変化を起こす必要がある。

2. 3 国連の既存の提案に対する意見

グリーン経済ロードマップについては、グリーン成長の概念の中に、自然資本の持続可能な活用や社会的公正の実現が前提として共有されていることが重要である。

現状でも国連レベルの様々な目標がある中で、目標の整合性を確保することが必要である。「発展」を捉える指標の在り方について、これまでの持続可能性指標についての各種の試みや環境評価手法についての蓄積を踏まえ、国際社会の取組の基盤となるような、汎用性の高い指標を確立する。基本的には、現在改定作業が行われている環境・経済統合勘定（SEEA）や、OECDやUNEPで検討されているグリーン経済指標に集約する形で、国際社会の検討をさらに促進する。また、こうした持続可能性指標の枠組みの一環として、自然資本のストック量や資源生産性に加え、再生速度の概念を導入し、当該指標における自然資本の評価方法の一環として組み入れる。

一人一人が持続可能性を認識しないと、指標を設定しても意味がない。そのためには、持続可能な開発のための教育（ESD）の役割が重要である。わかりやすい提示と同時に、数値目標の限界を認識することが必要である。

2. 4 実施上のギャップを埋める方法に関する提案

ライツ・ベース・アプローチによる貧困削減：アジェンダ 21 行動計画や MDGs と照らして、特に、進捗が遅れている貧困の問題は、単に所得が低いという問題ではなく、社会的・政治的な権利の剥奪の問題でもあると認識し、社会的弱者の権利保障のためにすべてのステークホルダーが必要な役割を果たす必要がある。すなわち、ライツ・ベース・アプローチによる貧困削減をより一層重視することが重要である。なお、ここで言うライツには先住民族の人権、すなわち「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に掲げられている先住民族独自の権利が含まれ、その実現が促進される。

民間参画の促進：ギャップを埋めるためには、政府の努力だけでなく、民間参画が重要である。民間セクターを、解決策を提供する重要な主体として認識すべきであり、国家間の交渉プロセスが限界にきている中、民間セクターの重要性を認識したうえで、プロセスの中での民間セクターの役割を明確にすべきと日本の関係者は考えている。

自治体参画の促進：自治体は、都市の低炭素化とグリーン経済の推進に関し大きなポテンシャルを有しているが、先進国、途上国の双方でその認識や政策形成能力が不十分なところも多い。国際社会が都市自治体に低炭素都市づくりへの参画を呼びかけることで、低炭素型の都市建設を促進し、グリーン経済を活性化することができる。自治体の都市建設への効果的参画は、途上国の都市貧困層のための基礎的な公共サービス提供能力を高めることができ、生活環境の改善に寄与する。これらの政策支援や人材育成には、自治体間協力が最も効果的である。国際機関は、都市間国際協力プログラムを開発しこれを支援すべきである。

財政的規律の確保：先進国、途上国ともに財政赤字が年々増大しており、赤字国債の発行によって財政的ギャップを埋めているのが現状である。次世代の国民に財政的負担を強要することは、世代間の不公平につながるがゆえに、ギャップを埋めるための政策として、税を含む財政的規律の確保が必要である。例えば、次世代のための資金確保に税を活用するという考え方も示された。

自主的アプローチ：わが国産業は、企業も「良き企業市民」たることを旨とし、また環境問題への取組が自らの存在と活動に必須の要件であることを認識のうえ、行政をはじめステークホルダー各層との相互理解・協力の下に環境自主行動計画を実施してきた。わが国独自の取組として、これまで廃棄物対策や循環型社会形成、気候変動対策などにおいて顕著な実績を積み上げている。

インセンティブの付与：持続可能な開発の計画にあたっては規制的手法だけでなく、炭素に価格をつけるなどして、取組をエンカレッジする方法で進めることも重要との意見も

ある。市場メカニズムを活用した経済的手法の導入などが代表例である。しかしながら、環境技術に優れた日本では、このような手法は機能せず、更なる先端技術の開発のための原資が奪われるなど、地球規模の問題解決への貢献に却ってマイナスとなるとの見方もある。導入にあたっては、その果たすべき目的と負担のあり方を十分検討し、国民各層の理解と合意が必要である。

取組をエンカレッジする方法で進めることも重要である。例えば、低炭素社会、循環型社会を構築するための研究開発に対する優遇措置、循環型社会を実現するための使用済み製品の規制の見直し、持続的発展可能な社会実現のために実施される寄付、社会貢献活動、投資に対する税制上の優遇措置などが日本の関係者からは提案された。

2. 5 具体的な協力メカニズム／パートナーシップ／実施ツール（道具）に関する提案

水問題の解決に向けた金融スキーム：水分野の問題の解決には、民間企業的水分野での国際貢献を支援する金融スキームを創設し、民間企業と地方公共団体が連携した水道・下水道事業の運営を進めることが必要である。運営維持管理分野への継続的な人材・技術支援や、セクターローン等の小規模プロジェクト推進とNPO活動との連携、政治主導による行政分野の枠を超えた機動的で大胆な政策の提言が必要である。また、世界では水道事業の民営化による問題も発生していることなどから、水確保を基本的人権として検討すべきである。

国連生物多様性の10年の推進と生物多様性の問題の解決に向けた対話の仕組み・組織の立ち上げ：「愛知ターゲット」の実現に向け、これまで不十分であったセクター間の対話を強化する仕組みを作ることが必要である。各国における縦割り行政上の課題の解決が必要である。各国で、生物多様性損失の根本原因を究明し、その解決に向けて取り組み、それを政策に反映させることを明確なミッションに持つ組織を持つことが必要である。

消費者の責任ある主体的な行動を促す仕組みの導入：地球規模課題の解決に向けて、消費者の役割は重要であり、消費者の責任ある主体的な行動を促す消費者市民教育を推進することが必要である。また環境ラベルに代表される環境コミュニケーションを行なうことで、お互いの意識を高めることが必要である。消費者が関心をもち、消費者の日常の物やサービスの選択に影響を与えるためには、環境ラベルの整備、環境コミュニケーションの推進、環境教育の実施が必要である。

若者向けプログラム間の協力促進：子ども・若者の育成に向けて、現在各国政府や企業または学校が推進している若者向けのプログラムおよび若者が自主的に行っているプログラム間での協力関係を築くことが必要である。具体的には、総合的に情報を扱う大規模な国際会議の開催と、世界のあらゆる若者向けプログラムを網羅したインターネット上のデータベースが必要不可欠である。これらは、国連が主導しながらも、必要となるリソースは各国政府およびグローバルに展開する企業が、その社会的責任として拠出することが期

待される。

ESD推進のための地域の拠点作り：持続可能な開発のためには、地域コミュニティ（local community）レベルにおいて学校教育、社会教育、企業研修等あらゆる教育機会を活用した人材育成が重要である。そのため、地域におけるさまざまなステークホルダーが、より多くの協働の機会を得られるような仕組み、例えば ESD 地域コーディネーターの発見・養成や ESD 推進のための地域の知の拠点づくりが必要である。

WSSD タイプ 2 パートナーシップのレビュー：WSSD において開始されたタイプ 2 パートナーシップの結果及び進捗についてレビュー及び報告を促し、持続可能な開発においてパートナーシップが果たしてきた役割と今後のあり方を検討していくことが必要である。

2. 6 持続可能な開発の推進（経済のグリーン化を含む）に向けた各ステークホルダーの役割

1992 年の地球サミットでメジャーグループとして 9 グループが認識されているが、その見直しが大前提である。例えば、持続可能な開発に大きな役割を果たしている消費者、協同組合、教育セクターを加えることが必要である。その上で、各ステークホルダーが以下のような役割を確認することが重要である。

女性の役割：女性をグリーン経済を推進する主体として位置付ける。またグリーン経済を通じてジェンダー平等の推進を図る。

子ども・若者の役割：持続可能な社会の実現は将来世代が当事者となる重要な問題であるため、子ども・若者世代の理解や協力、実践が必要不可欠である。今日まで行われてきた ESD などの取組をはじめ、あらゆる手段を通じて子ども・若者のキャパシティ・ビルディングを実施すべきである。また、子ども・若者の社会に対する自らの取組をより強化し、社会に対して子ども・若者の声が反映された世界を創造していくべきである。その実現には、子ども・若者グループのみならず、あらゆるステークホルダーの支援が必要である。

NGO の役割：多様な社会において柔軟できめ細かい行動ができるのは、NGO の特性である。たとえば、震災復興の際には、災害ボランティアとして、各地の NGO は政府の届かない分野に対して多くの活躍を果たした。また、NGO は既存の社会システムの経済転換を図るための政策提言に関して専門性を有した活動も展開している。これらの NGO は政策形成の中で重要な役割を果たす。NGO は、市民の声を政策決定機関に届ける（政策提言）、行政や企業の行いの監視の役割を果たしている。また個人や、多様なステークホルダーがパートナーシップ形成し、また、市民が自発的に参加し活動を起こすための柔軟なプラットフォームとしての機能も有している。

地方自治体の役割：地方自治体は、都市整備、交通、上下水道、廃棄物処理、教育、自然資源の保全と活用等の分野での権能を通じて、低炭素化を推進し、グリーン経済を促進することができる。地方自治体は、それ自体が事業主体となる公共施設建設、インフラ整備、公共交通運営等でパイロットとして低炭素事業を実施することができるだけでなく、

規制的権能や市場メカニズムを活用した制度により、民間セクターを含む地域社会全体での建築物の省エネ性能の向上や、経済産業活動からの GHG 排出抑制等を推進することができる。また、地域の事業者や消費者に最も近い政府として、エネルギー消費に関してきめ細かな指導や助言が可能であり、エネルギーの需要サイドにおける対策を徹底して行うことができる。

労働組合の役割:気候変動への対応、持続可能な社会、良質な雇用の創出を目的として 2007 年 6 月に ILO が提起したグリーンジョブ構想は、2008 年 9 月、ITUC、ILO、UNEP、IOE の共同報告書『グリーン・ジョブ』において、2030 年までに再生可能エネルギー部門で 2000 万人以上の雇用創出が見込まれていることが紹介されている。カンクン合意で確認された「働きがいのある人間らしい仕事（ディーセントワーク）」を創出する「公正な移行（Just Transition）」を実行するため、労働組合のナショナルセンターである連合が加盟する ITUC とともに、市民社会と協力して、雇用、ジェンダー、賃金、労働条件、労働安全衛生などに悪影響を及ぼしかねない側面にどう対処すべきか提言する民主的な社会対話を促進し、フォローアップが必要である。そうした必要性に鑑み日本労働組合総連合会は、第 59 回中央委員会（2010 年 12 月）で、目指すべき社会像／ビジョンを示す「働くことを軸とする安心社会にむけて」を確認した。持続可能性の前提となる、「地球環境保全」と「グリーン・ジョブの創出」の必要性を示すとともに、いかなる国においても中核的労働基準を満たした「ディーセント・ワーク」と「公正な資源配分」、「国家間の緊張緩和と平和の達成」の必要性を示した。

また 2011 年 8 月には、労働者が拠出した、ないしは労働者のために拠出された基金を社会的責任に配慮した企業行動および金融取引を促す責任投資を実行することにより、公平かつ持続可能な社会形成に貢献するため「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を定め、労働者（労働組合）に対し行動を求めた。

協同組合の役割:協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織であり、世界で 10 億人を超える人びとがさまざまな協同組合に加入している。協同組合は、地域社会に根ざし助け合いを促進することで生活を安定化させコミュニティを活性化させる機能をもっており、持続可能な社会づくりをすすめる役割を果たしている。

企業・産業の役割:日本の企業・産業は、日本の優れた技術を途上国の経済開発に適用し、最小限の資源消費、環境負荷で持続的発展を支援することこそ、日本の産業界のはたすべき役割であると考えている。また、世界からの調達力として、サプライチェーン面でのグリーン化（環境に配慮した原料調達・生産等の推進）を積極的に進めることができる。すなわち、カーボンフットプリントやエコロジカルフットプリントなど、環境に配慮した資材調達である「グリーン購買」を推進することができる。

科学技術コミュニティの役割:持続可能な開発において各ステークホルダーが参画して

いく中で、正しい情報が各ステークホルダーにインプットされていることが重要である。科学者には、環境の現状に関するモニタリング、モニタリングしたデータをみた将来の予測、予測を踏まえた対策を提示する役割が求められる。またその情報を一般にわかりやすく説明するのも科学者の役割である。特に、日本は、地理情報、温室効果ガス、生物多様性の状況といった地球環境問題に資する基礎的な科学データを提供し、途上国が主体的に持続可能な開発を考える環境の整備のために貢献ができる。

教育者の役割：持続可能な社会に向けた人材育成に際しては、教育者が果たすべき役割がきわめて重要である。大学等の高等教育機関は、教育カリキュラムの見直し等により、将来社会のクリティカル・マスを構成すると期待される学生に対するESD教育を推進するとともに、ESDを理解した教員の養成に努め、また、専門家として、地域コミュニティにおける持続可能な社会づくりに向けた活動に対する助言等の支援を行うことが求められる。初等・中等教育に関しては、幼稚園から高校までのすべての段階の教育カリキュラムにESDの観点を導入するとともに、発達段階（年齢）に応じた能力育成ができるよう、学年間、校種間の情報交換、連携を強化し、また、ESD推進に向けた地域の関係者等との協働を模索する必要がある。さらに、教員のみならず、博物館や図書館、公民館等の学芸員や自然公園のインタープリター等も地域におけるESDの推進に向けて積極的な役割を果たすことが期待される。

メディアの役割：持続可能な開発を進める上で、市民・企業の意識改革を促すことは重要であり、その際にもっとも大きな影響力をもつのが、メディアである。メディアを重要なステークホルダーとして定義し、その役割を明確にすることが重要である。さらに、従来型の一方向の発信だけでなく、参加型社会を推進するソーシャルメディアなど、双方向の発信が重要となる。

個人の役割：個人の役割も重要である。世界のあらゆる組織は個人で形成されており、個人が複数のメジャーグループに属しているケースが多い。個人には、消費者としての自覚を持ち、持続可能なグリーン経済への購買、時間選択、政策の選択におけるコンプライアンスが求められる。個人が、職場やプライベートやコミュニティでそれぞれどのような役割を担っていても、持続可能な未来への最終責任は個人であるとの強い認識を持って行動することが、すべての変革の鍵である。

2. 7 持続可能な開発を達成するためのライフスタイル転換

日本では、「もったいない」の考え方に沿って、伝統的に資源の効率的な利用に努めてきた。日本で震災後の電力危機を乗り切ったのは、企業による節電努力やピークカットの貢献が大きいですが、ライフスタイルの転換も貢献している。照明をカットし、服装も変える等の行動を通じ、日本は、ライフスタイルの転換も持続可能な開発を達成するための重要な要素であることを体験した。

ライフスタイルの転換のためには、それを促すきっかけが必要である。例えば、家庭、

個人のライフスタイルが省資源・省エネ・低炭素型へ転換できるような環境整備を地域的、全国的に展開（例示：改善型エコポイント、エコ地域通貨制度の導入・普及、農林水産物や家電製品などに対するラベリング、地産地消、車の効率的な活用のためのインフラ整備とそのための統計整備、公共交通の利用促進等、社会コストが最小となるような、交通・移動環境の整備等）することなどが考えられる。

また、ライフスタイルの転換には教育の役割も重要である。現在「ESDの10年」により推進されている学校教育、社会教育、企業・団体教育、市民教育とこれらを繋ぐ地域のESD拠点（RCE）、ESDあるいはESS（Education for Sustainable Society）活動の各地域社会での強化など望まれる。

個人にとってのGreen Economyの意義が明確になれば、行動につながる。持続可能な未来への最終責任が個人にあることを意識し、ライフスタイルの変革につなげるのが重要である。

3. 特定テーマに対する意見

3. 1 持続可能な開発及び貧困根絶の文脈におけるグリーン経済に関する提案

3. 1. 1 「経済のグリーン化」で優先的に取り組むべき分野，取組手順

日本のステークホルダーは、グリーン経済を、持続可能な開発を進める上で重要なものとして認識している。グリーン経済を議論する必要性について、以下のような理由が挙げられた。

- a) 環境問題の根底には経済活動があり、根本的な課題を議論する必要がある。
- b) 経済活動を支える生物多様性や自然資本は現在著しく劣化しており、自然資本劣化のコストや、将来世代を含めた人間に対するリスクを反映した経済の仕組みが必要である。
- c) 資源制約や気候変動下においては、制約を意識した経済が必要である。

効率的な資源利用技術の開発や、道路・建築物等インフラ分野でのグリーン・イノベーションによる低炭素戦略は優先的に取り組むべき分野であると考えられる。また、省エネルギーの推進に資する分野の取組を進めることが必須の課題である。（例：省エネ・低炭素技術の開発・改善・普及、長寿材料・製品の開発・普及、省エネ・低炭素への産業構造転換、再生・自然エネルギー利用等）。昨年生物多様性条約第10回締約国会合（CBD-COP10）において採択した愛知ターゲットおよび名古屋議定書に基づき、持続可能な生態系サービスの利用も推進が望まれる。金融や農林水産業のグリーン化も重要な問題である。

グリーン経済を推進するために必要な取組・取組手順として、様々なアイデアが提案された。

- a) 経済を円滑に進めるためには各国のガバナンスの安定性が重要であり、民主的なシステムや法規制、自由貿易や投資を促進する仕組みが必要である。
- b) グローバルな多国籍企業と金融システムのガバナンスも重要であり、ISO26000のような取組をさらに進めるべき。
- c) グリーン経済に関する市民の認識・知識が欠けており、学校教育や市民社会を通じた周知が必要である。
- d) 自然資本のバランスを崩さないための消費スタイルを確立するべき。
- e) 個人がそれぞれ環境等の情報を認識した上で購買意思決定を行うことが重要であるため、そのための情報を提供すべき。
- f) 法整備、行政制度改善、情報公開、全ステークホルダー参加、第三者監視機関を整備すべき。
- g) 適切な指標を活用し、進捗を把握しつつ取組を進めるべき。

リオ+20を契機として国際社会が進めるグリーン経済の取組の基礎としてCEPAの視点を位置づけ、生物多様性条約における愛知ターゲット達成及び国連生物多様性の10年推進のためのCEPA活動、さらには気候変動枠組条約・砂漠化防止条約等における普及啓発、教育、訓練に関する各国の義務との相乗効果を促すことが必要である。

3. 1. 2 「経済のグリーン化」を推進するために各分野において必要な政策

共有材の性質を有する自然資本を世代を超えて持続的に利用するため、“自然資本の利用者は、持続可能なペースを逸脱して利用した場合の原状回復と費用負担の責任を有する”という考え方を中心とした「利用者回復の原則」について議論を深め、関係国で制度化の方向性について検討する。

持続可能な開発・発展には、地球の環境容量の限界を踏まえつつ、経済成長の実現と雇用の創出が前提となる。また、現在の資本市場においては、金融市場の安定化が重要な要素となる。グリーン経済推進のためには、企業活動が阻害されるような金融不安定は大きな障害となり、推進力の後退を招く。過度な投機的な投資に対する規制、乱高下に対する歯止めの規制などが前提となる。

経済のグリーン化の前提として、自然資本を実経済で考慮していくことが必要である。世界銀行で現在実施している生態系サービスの国民経済計算への組み込みなどが参考になる。

「経済のグリーン化」を推進するためのツールは多岐にわたることが示された。大きくは、規制とインセンティブ、マネジメントツール、自主的取組に分けられ、以下のようなツールが有効と考えられる。

- (a) **規制**: 固定価格買取制度などの再生エネルギー促進のための制度導入や、環境税、国際連帯税など、将来世代を含む「他者」へ課したコストやリスクを反映した課

税制度の活用、環境規制の強化等

- (b) **インセンティブ**：環境に優しい技術製品開発・普及を推進する企業、団体等への税制・金融・財政上の優遇措置、表彰制度の拡充、事業者の取組の評価・公表等、?? 会計基準の適正化
- (c) **国際規格・ガイドラインの活用**：グリーン経済具体化のためのツールとしての国際標準の活用も有効。昨年 11 月に発行された ISO26000 を、グリーン経済を組織経営において具体化するためのツールとして位置付け、国際レベルで推進することも重要である。
- (d) **自主的取組 (Pledge and review)**：グリーン経済を推進するための自主的取組が重要であり、それを支えるための制度作りも重要である。

グリーン経済を推進する上で、消費者の役割も重要である。そのためには、生産者と消費者の間のコミュニケーションも重要である。有効なツールとしては、現行の環境ラベルでは不十分な点を見直し、国際的に改善を図ることが重要である。

国際機関及び各国政府は、自然資本の保全と持続可能な利用を促進するための情報環境として、世界各地域における自然資本の賦存量等についての国際的なデータベースを共同で構築するとともに、その利用状態についての監視・評価・検証体制を確立する。

資源制約下におけるプロダクトデザインを促進するため、各国の研究機関やプロダクトデザイナー、企業、伝統工芸家、消費者等が参加した「持続可能な社会を支える有限設計イニシアティブ」を発足させ、1) 有限設計研究に係る関係機関の連携強化、2) 有限設計に資する共通製品プロトコルの策定（リサイクルやリユースの軸となる工程や部品に係る共通の製品プロトコルを作成・共有し、社会コストの削減を図る）、3) トップランナー方式の普及、4) 自然資本利用の持続可能性の度合いの可視化（消費者が身近に触れる財やサービスについて、その製造に要した自然資本の量や再生されるまでの“待ち時間”などを定量的に示し、自然資本利用の持続可能性の度合いを可視化）などの取組を行う。

グリーン経済を支える資本市場の形成を図るため、世界の機関投資家に対して責任投資原則への参加を求めるとともに、投資行動についての透明性を高めるよう要請する。また、企業は、財務面だけでなく持続可能性課題も併せた統合的な企業報告を行うとともに、政府や取引所はこうした報告を制度化する。

性別格差に基づくグリーン経済は持続可能な開発とは言えないことから、グリーン経済を推進する部門とジェンダー平等を推進する部門の制度的・組織的連携に基づいてグリーン経済の推進を図る。

3. 1. 3 「経済のグリーン化」を通じて経済成長と貧困根絶を図るために必要な取組

グリーン経済の推進は、従来の資源収奪的な経済成長を打開し、地球の環境容量に則した経済成長へと成長の方向性を転向することを意味する。新たな環境技術開発の促進や、

労働集約的かつ持続可能な国内産業の再建を通じて、経済成長や雇用促進、食料安全保障などともに、低炭素化や持続的な資源利用を図ることが可能になる。また、産業界が、サプライチェーン全体で環境や人権に配慮した製造・サービス提供をすること等も不可欠である。あらゆる取組において、貧困層、特に途上国の貧困女性がグリーン経済の便益を受けられるように制度的仕組みを整えることが必要である。

環境技術開発、とりわけ再生可能資源に基づく小規模発電技術の進展は、農村部の貧困層への廉価なエネルギーの提供に貢献する。また、持続可能かつ対応力のある農林水産業の発展は同じく自然資源への依存度が高い農村部の貧困層に対し、雇用や食料の確保という点から寄与する可能性が高い。

貧困根絶を図るために、持続可能な BOP (Base of the Pyramid) ビジネスが脚光を浴びている。貧困で暮らしている人々の雇用・起業・暮らしを応援し、購買力を高めることにより、急速に顧客層を広げ、彼らの経済成長とともに事業拡大につながるという視点である。先進事例について普及啓発を行うとともに、これに関与するステークホルダーの協議の上、BOP ビジネスに取り組む際の支援の枠組みを作る必要がある。

3. 1. 4 「経済のグリーン化」によってもたらされる価値

経済のグリーン化は経済成長や雇用促進、食料安全保障などともに、低炭素化や持続的な資源利用の実現に貢献し、同時に貧困削減にも寄与するものであるべきである。グリーン経済の推進は現在ある構造的格差を固定化するものではなく、格差の是正に寄与するべきである。とりわけ雇用促進の側面は極めて重要性が高い。各国がグリーン経済関連の雇用目標をそれぞれに定め、日本においても 140 万人規模の雇用創出が新成長戦略に掲げられている。今後は、グリーン経済によるネットの性別に平等な雇用創出の実現が期待される。

また、グリーン経済においては持続可能な国内産業の育成や代替資源・代替エネルギーの開発が促進され得ることから、現在国際社会が直面している食料や資源、エネルギーの価格高騰に対しても、対外依存度を削減することで適応力を向上させることが期待できる。経済のグリーン化により、「非経済的価値」も改めて認識される。経済価値では測れない、自然資本の豊かさやコミュニティ・成員相互の無償の協力のほか、見えにくい形で将来世代を含む「他者」へ課したコストやリスク等が考慮されるようになる。

経済のグリーン化は、人々の価値観・個人の選択肢の変革を促し、人々の持続可能なライフスタイルの志向を促す。

3. 1. 5 「経済のグリーン化」で生活・心の豊さや従来考慮していなかったコストやリスクを目に見える形にするための適切な指標は何か

生活・心の豊さや従来考慮していなかったコストやリスクを目に見える形にするには資源・エネルギー効率や二酸化炭素排出量など、既存の指標に加えて、新たな指標が必要で

ある。特に、グリーン勘定等、生態系サービスの経済的な価値を国家会計システムに反映させることは、開発による自然環境への負の影響を認識する上で極めて重要であるものと考えられる。特に自然資本については、そのストック量や資源生産性に加え、再生速度の概念を導入し、自然資本の評価方法の一環として組み入れることが重要である。

物理的・客観的な社会評価指標とともに、生活の主体である人々の満足度といった主体的な指標が必要である。ただし、「生活の豊かさ」は、人々の価値観にも依存しており、画一的な指標では図れないとの指摘もあった。社会評価指標にはグリーン経済を通じてジェンダー平等が達成されたことを示すものも含めるべきである。

3. 2 持続可能な開発のための制度的枠組みに関する提案

3. 2. 1 持続可能な開発に関する国際的・国内的な組織的・制度的枠組みの問題点及び改善方法

新たな課題の相違、現行の国連システムは時代遅れであり、制度的枠組みの議論は、リオ+20を契機に強化されるべきである。

持続可能な開発に関する制度的枠組みは、時代の変化を取り入れた制度設計が必要であり、次の3点が基本的な視点として重要である。第1に、マルチレベル・ガバナンスの重要性である。持続可能な開発は、国連だけではなく、多国間、域、国、地方、RCEのすべてのレベルで対処する必要がある。第2に、マルチ・ステークホルダーの参加の重要性である。持続可能な開発は、政府のみに任せられることではない。その他の多様なステークホルダーもまた、プロセス、意思決定に参加する必要がある。第3に、国連にすべての問題解決を頼ることはできないという認識である。

制度改革については、改革案の目標、ビジョン、及び、時間軸を明確化する必要がある。単に制度だけではなく、それを含む問題の全体を扱わなければ、持続可能な開発に向けた有効な制度設計はできない。

また、水・食料・エネルギー・資源・放射能汚染に関する国際ガバナンスの構築が急務である。特に農業者には、安全保障のためにも食料の自給が最も重要であり、一次産業が成り立つためのビジョンとシステムが重要である。食料・水は人間にとって基本であり、最低限の生活を保障するシステム構築が優先されるべきである。

UNEPから提案されている5つの選択肢は、おおまかな方向性を示すものであり、必ずしも十分に具体的な提案になっていないため、それらの比較評価は基本的に困難である。現段階で必要なのは、選択肢をより具体化することである。例えば、国連環境計画(UNEP)、国連経済社会理事会(ECOSOC)、国連持続可能な開発委員会(CSD)の強化には様々な方法が考えられる。5つの選択肢はすべて、国連の組織構造の改革と関連するため、実施にかなりの時間を要することが予想され、効果が現れるのは中長期的。国連改革は各国政府および国際機関だけではなく、地域、国、地方、およびすべてのステークホルダーといった多

層レベルにおける、適切な措置と相まって実施されて、始めて効果的なものとなる。5つの選択肢は理論的には相互に排他的ではなく、例えば、選択肢の一つである世界環境機関(WEO)の設立と、ECOSOCとCSDの改革は、同時に支持することができる。また、改革後のECOSOCは、持続可能な開発のための統括組織、例えば、既に議論されてきたように持続可能な開発理事会(Sustainable Development Council=SDC)に転換することができる。UNEPの機能強化は、将来的にUNEPのWEOへの転換を含むこともできる。具体的な選択肢を評価するための基準は、持続可能な開発の実施を促進するだけでなく、効率性も重視すべきである。また、政治的な実現可能性も考慮する必要がある。

UNEPの強化や専門機関化については、UNEPを専門機関にすれば全てが解決すると考えるのは誤りであり、UNEPの改革は、現行のプログラム、例えば経済社会開発政策における環境視点の主流化、環境アセスメントや啓発の強化に注力すべきで、キャパシティ・ビルディングは、他の組織の方が適当であるといった考え方が一方、UNEPの強化が先決であるとの意見やWEOの機能を明確にすべきとの意見もあった。

3. 2. 2 持続可能な開発に関する国際的・国内的な組織的・制度的枠組みに関する具体的な提案

環境保全の政策統合(EPI)の推進：環境と開発政策と実践の間の相乗効果を高めるために、国レベルで一層の努力がなされるべきである。「環境保全の政策統合(EPI)」は有効な方法のひとつである。これは、環境、経済、および社会的な目標間において交換条件が生じる前に、環境保全を優先する意図的な試みである。とりわけ、政策統合すべき課題を具体的に提起できる基礎自治体による政策統合が歓迎され、尊重されるような「補完性の原則」に立脚した制度が求められる。

条約間の調整：多くの多国間条約等により、制度が分散され調整が不十分である。環境条約のほとんどは地域的な条約であり、加盟国が各々に異なっている。これをグローバルに調整するのは困難と考えられる。グローバルな条約(例えば化学物質条約、生物多様性条約、ワシントン条約)間では事務局間での協力が進んでおり、こうしたアプローチが現実的である。

国連とブレトンウッズ機関等他の国際的なパートナーシップとの強化：国連機関は、持続可能な開発のため国際協力を進めている国際機関との国際的なパートナーシップの強化の必要性が必要である。

モニタリング機能の強化：持続可能な開発に関して、市民によるcheck and balance機能の強化が必要である。また、放射能汚染については、内部被ばくなどの放射能汚染等の健康被害および環境モニタリングと勧告の機能を有するNGOを加えた専門的な国際組織の強化が必要である。

ボトムアップアプローチの推進：制度的枠組みにおいて、根本的に問われているのはリーダーシップである。特定の国家のリーダーシップに期待するのではなく、Bottom-up

approach(自治体、NGOs、企業・産業、地域レベル)などによって、有効な課題解決策を持っている人々のガバナンスにおける地位を上げていくという方向性も考えられる。

マルチレベル・ガバナンスの構築：国家の元首や政府間機関のみの決定ではなく、マルチ・ステークホルダーの力により、世界基準は作られつつある（例:ISO26000）。全体を包括できるマルチレベル・ガバナンスが重要である。

企業の変革を促す制度の構築：企業の責任投資を促進するような仕組みの構築が必要である。環境会計等、企業の社会的責任（CSR）を促進するシステムが重要であり、グローバル・コンパクトはその第一歩として評価できる。

法順守と施行の強化：各国の固有の条件に合った法律や規制は、環境と開発にかかる政策を行動に移すために極めて重要な手段の一つである。これらの法律や規制の効果的な順守と実行がなければ、人間の健康と持続可能な開発を目指す施策は失敗に終わるであろう。先進国から発展途上国へのベストプラクティスの共有等を通じて、継続的に地域、国家、及び自治体における関連法の順守と施行を強化することが重要である。このためには、多くの途上国で法施行のためのキャパシティビルディングとその国際支援が不可欠である。

持続可能な開発を担保する資金メカニズムの構築：持続可能な開発に関与する機関の効果を高めるためには、追加融資の確保と、既存の資金の有効活用は極めて重要である。各国は、知恵を絞り、持続可能な開発を担保する資金メカニズムを構築する必要がある。

民間参画の強化：国連拠出金の増加は期待できない中、民間資金を持続可能な開発に生かすためには、例えばグローバル企業から、資金を引き出すためには、枠組みの中に、企業を加えることが重要である。また企業の具体的な環境活動（ベストプラクティス）を更に国際的に発信する必要がある。また、グローバル企業の活動を適切にモニタリングし、監視するための仕組みが、一部の分野（例えば、国際決済銀行 Bank for International Settlement）で既に存在するが、持続可能な開発に関するすべての分野で必要である。

地方自治の強化を念頭においたガバナンス体制の構築：地方自治体（特に大都市）が気候変動対策における主要な主体であり、自然資源を多く抱える地方自治体が生物多様性政策における主要な主体であることを明確に認識し、これを反映したガバナンス体制を構築しなければならない。地方自治体に積極的な取組を呼びかけ、自治体間の国際協力を支援・促進する新しい機能を設ける必要がある。イクレイ、C40 等の自治体・大都市国際ネットワークをガバナンス体制にどのように位置づけるかについて検討をすべきであり、自治体間国際協力を支援するため、世界銀行、地域開発銀行、GEF、CIF、グリーン気候基金等の環境・気候資金プログラムへの自治体のアクセスを可能にし、先進自治体のノウハウを活用するプログラムを開発すべき。

ジェンダー平等推進政策との統合：持続可能な開発を進めるためにはジェンダー平等と女性のエンパワーメントが不可欠であることから、持続可能な開発の推進に関係する官民のあらゆる部局・部署に、男女共同参画を推進する専任の部局・部署を設置し担当者を配置するなどの手法を採用することが必要である。

新たな地球規模条約の策定：具体的な提案の一つとして、リオ宣言第 10 原則と、それを
受け国連欧州経済委員会（UNECE）で作成されたオース条約に沿った理念を実現する、
地域的あるいは地球規模の条約を制定することが考えられる。市民・市民団体による情報
のアクセスに法的権限が付与され、実質的にガバナンスが多層レベル化してアカウントビ
リティとステークホルダーとの対話を促進することになる。

変動性への対応力を高めるための地球環境の予報科学の推進：変動性への対応力を高める
ために、ダイナミックに変動する地球環境における社会システムの不確実性を減らす為に、
「Global Forecast Service(地球環境予報サービス)」を積極的に推進する。気候変動や生物
多様性や水などの基本的な問題は、各地域別での影響を正しく知ること、特に発展途上
国の政府の政策立案や防災整備につなげることができる。地球の科学情報がわかりやすく
オープンに提供されることは、マルチ・ステークホルダーにとってグローバルな環境問題
解決の主流化の原点となる。日本の大学や研究機関のネットワークがイニシアティブをと
り、企業が技術を提供することで可能になる。また、災害に対する科学的な知見（例えば、
健康被害等を含めた）を共有し、意見交換する場の設定が重要である。

4. リオ+20 国内準備委員会 委員名簿

表 1 リオ+20 国内準備委員会 委員

女性	有田 芳子	主婦連合会 副会長、環境部長 NPO法人日本メディアエーションセンター理事	企業・産業	澤田 澄子	(社)日本経済団体連合会 (キヤノン(株)コーポレートコミュニケーションセンター 社会文化支援部長)	
	織田 由紀子	日本女性監視機構(JAWW) 副代表 北九州サステナビリティ研究所 主席研究員		手塚 宏之	(社)日本経済団体連合会 (JFEスチール(株)技術企画部理事)	
子供・若者	島津 正数	(財)ユネスコ・アジア文化センター 事務局長	科学技術 コミュニティ	長村 政明	(社)日本経済団体連合会 (東京海上日動火災保険(株)経営企画部次長 兼 CSR室長)	
	寺尾 明人	(公社)日本ユネスコ協会連盟 企画広報部長		長谷川 雅世	(社)日本経済団体連合会 (トヨタ自動車(株)環境部担当部長)	
先住民	福島 宏希	エコ・リーグ(全国青年環境連盟) 事務局長	青木 雄一	(社)日本経済団体連合会 (三井物産(株)理事 環境社会貢献部部長)		
	阿部 一司	(社)北海道アイヌ協会 副理事長	竹島 克朗	日本商工会議所 (清水建設(株)総合企画部長)		
NGO	宇梶 静江	アイヌウタリ連絡会 代表	浦野 光人	(公社)経済同友会 幹事 (株)ニチレイ 会長		
	竹村 公太郎	(NPO法人)日本水フォーラム 事務局長	農業者	小宮山 宏	(株)三菱総合研究所 理事長 東京大学総長顧問	
	鈴木 克徳	(NPO法人)「持続可能な開発のための教育の10年」 推進会議(ESD-J)国際プロジェクト 理事 金沢大学環境保全センター 教授		岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科 教授 (社)日本都市計画学会 会長	
	星野 智子	社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク代表 協議者 (一社)環境パートナーシップ会議 副代表理事		廣野 良吉	成蹊大学 名誉教授 財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)参与	
	古沢 広祐	(NPO法人)「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 代表理事		武内 和彦	国連大学 副学長	
	平田 仁子	(NPO法人)気候ネットワーク 東京事務所長		平石 尹彦	(財)地球環境戦略研究機関(IGES)理事・上級コンサル タント (IPCCビューロー委員、温室効果ガス・インベントリー タスクフォース共同議長)	
	後藤 敏彦	サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク (NSC) 代表幹事		末吉 竹二郎	国連環境計画(UNEP)金融イニシアチブ 特別顧問	
	高山 進	国連生物多様性の10年市民ネットワーク 代表		松原 隆一郎	東京大学大学院総合文化研究所 教授	
	岡田 康彦	(公社)日本環境教育フォーラム 会長		山地 憲治	東京大学 名誉教授 財団法人 地球環境産業技術研究機構(RITE)理事・ 研究所長	
	崎田 裕子	NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長		亀山 康子	(独)国立環境研究所 社会環境システム研究セン ター 持続可能社会システム研究室 室長	
	岩附 由香	(NPO法人)国際協力NGOセンター(JANIC)副理事長 NPO法人ACE(エース) 代表		蟹江 憲史	東京工業大学大学院社会理工学研究科 准教授 国連大学高等研究所 リサーチフェロー/コンサルタ ント	
	富田 沓子	リオ+20 地球サミットNGO連絡会		佐々木 陽悦	全国エコファーマーネットワーク 会長	
	地方自治体	内藤 元久		持続可能な開発のための教育を推進する地域拠点 (RCE: Regional Centers of Expertise on ESD)岡山 ESD推進協議会 事務局長	前田 直登	(社)日本林業協会 副会長
		岸上 みち枝		(一社)イクレイ日本 事務局長	木上 正士	(社)大日本水産会 事業部長
	労働者・ 労働組合	逢見 直人		日本労働組合総連合会 副事務局長		
杉山 豊治		日本労働組合総連合会 総合政策局 社会政策局 局長				
大沢 年一		日本生活協同組合連合会組織推進本部 環境事業推 進室長				